

お知らせ

パブリックコメント（意見募集）

役場本庁舎は、昭和34年3月に建設され、既に50年以上が経過しています。平成9年に実施した庁舎耐震診断では、基準値を大幅に下回り、「大地震時に倒壊または崩壊する危険性が高い」との結果が示されました。

現庁舎は、耐震性の問題で来庁される住民の皆さんの安全確保という課題以外にも、設備の老朽化、行政サービスの分散など多くの課題があり、耐震改修工事では抜本的な解決に至りません。

皆さんが利用しやすい新庁舎とするため、来庁者アンケートを実施し、その結果などをもとに「阿久比町新庁舎建設基本構想（素案）」を策定しました。この（素案）について、パブリックコメントを実施し、広く皆さんから意見を募集します。

- 募集案件名 阿久比町新庁舎建設基本構想（素案）
- 募集対象者 町内に住所を有する方および町内の事務所、事業所に勤務の方および町内の学校に在学する方
- 公表方法 町ホームページに掲載および総務課窓口で閲覧
- 募集期間 12月1日（木）～12月31日（土）
- 提出方法 案件名、住所、氏名、電話番号、勤務先（町外に住所を有する方のみ）、意見を記入し、郵便（12月31日消印有効）、FAX、電子メールで提出または役場開庁時間内に直接総務課窓口へ提出してください。様式は問いませんが、日本語でお願いします。なお、提出いただいた個人情報は、目的外に利用および流用しません。
- 意見の取り扱い 提出された意見に対し、個別に回答はしません。意見の概要と町の考え方をまとめ、町ホームページなどで公表します。
- 提出・問い合わせ先 総務課管財係 ☎(48)1111（内230）
〒470-2292 阿久比町大字卯坂字殿越50
FAX (48)0229
電子メール kanzai@town.agui.lg.jp

パブリックコメントとは、町の基本的な政策を立案する過程で素案を公表し、住民の皆さんから広く意見を募集し、提出された意見などを考慮して町的意思決定を行うものです。また、意見などに対する町の考え方を公表します。

特別還付金支給の申請手続きをしてください

遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち相続税の課税対象となった部分については所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決を受けて、平成二十二年十月に相続などに係る生命保険契約などに基づく年金の税務上の取り扱いが変更されました。

これにより過去五年以内の各年分について所得税が納めずぎとなつて

いる方は、税務署で還付手続を行っていただくことで、個人住民税の還付を行っています。

また、平成十三年度から平成十八年度までの各年度分について納めずぎとなっている個人住民税に相当する額を、特別還付金として支給する制度を新たに設けました。平成二十二年から平成十七年までの間に相続などに係る生命保険契約などに基づく年金を受給していた方は対象になりますので、役場税務課で還付金支給の申請手続きをしてください。

家屋の新・増築、取り壊しをされた方へ

家屋についての固定資産税は、毎年一月一日現在の所有状況により課税されます。

平成二十三年中に、家屋の新・増築または取り壊しをされた方で、町職員が調査に伺っていない場合は、

- 申請期間 十二月一日（木）～平成二十四年十一月三十日（金）
- 問い合わせ先 税務課住民税係 ☎(48)1111（内220）

今月の納税など

固定資産税・都市計画税	3期分
公共下水道事業受益者負担金	3期分
後期高齢者医療保険料	6期分

納期限は12月26日（月）です。
※口座振替の方は、口座の残高確認をお願いします。

役場税務課まで連絡してください。
新・増築家屋については、固定資産評価額算定のための調査をする必要があり、取り壊した家屋については、年内に取り壊したことを確認し、課税台帳から抹消する必要がありません。年末までにこれらの予定がある方についてもお知らせください。
また、一定条件の下で家屋を改修した方については、固定資産税が減額となる制度があります。
・耐震改修減額
・バリアフリー改修減額
・省エネ改修減額
これらの減額制度の適用を受けるためには、申告が必要になります。
□問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎(48)1111（内218）